

平成20年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成20年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年12月15日	13時30分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成20年12月15日	15時36分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美		5番	片山一儀	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		総務常任委員長報告（付託議案第52、53、58、59号議案）
日程第 2		文教厚生常任委員長報告（付託議案第56、57、59、60、61、62号議案）
日程第 3		産業環境常任委員長報告（付託議案第54、59、63号議案）
日程第 4		基山小学校改築特別委員長報告（付託議案第55、59号議案）
日程第 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7	第64号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 8		所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会）

～午後1時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。本日の会議は成立いたしました。

去る11日から休会中の本会議を直ちに開議します。

日程第1～4 総務常任委員長報告～基山小学校改築特別委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第1．総務常任委員長報告、日程第2．文教厚生常任委員長報告、日程第3．産業環境常任委員長報告、日程第4．基山小学校改築特別委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

第52号議案 基山町税条例等の一部改正について

第53号議案 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について

第58号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳入全般、歳出2款、7款、8款2項1目、9款、12款、13款、14款）

本委員会は、12月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第59号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）

（歳入）

13款2項4目1節

小学校補助金の安全・安心な学校づくり交付金129,099千円の追加についてただしところ、この交付金の追加により、当初計画していた基山小学校改築のための事業費のうち一般財源を60,587千円、公共施設整備基金繰入金を60,000千円減額することになるとの説明を受けたところであります。

(歳出)

2款1項5目17節

用地購入費55,434千円についてただしましたところ、この土地(大字園部3177番地11、面積2,204.4㎡)は、基山グリーンパークに企業誘致のため污水处理施設、工業用水のポンプ場施設用地として当初計画されていたが、その後の計画変更により必要がなくなり、平成7年4月に基山町の土地開発基金で土地を43,867千円で購入していた。今回、サガン鳥栖選手寮建設の申し出があり、町有地として有効活用するために取得するものである。55,434千円の内訳は、土地代43,867千円、利息10,997千円、これは13年間の利息、平均1.92%であります。その他570千円は管理費等であります。

7款1項1目3節

職員の時間外勤務手当500千円の追加についてただしたところ、国では生活支援のため定額給付金が計画されており、給付されることになれば基山町民には約280,000千円が給付される予定であります。給付の方法や時期はまだ決まっていないが、そのための準備事務を時間外等に行うために必要であるとの説明を受けました。給付のために必要な費用(職員の人件費以外)については、国がすべて負担するとのことであります。

以上で総務委員会の審査報告を終わります。皆様方各位の方におかれましてはしっかりと御審議いただきまして御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長(平田通男君)(登壇)

文教厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

第56号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について

第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第4号)中付託分

(歳出3款、4款1項、10款)

第60号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

第61号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算(第2号)

第62号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

本委員会は、12月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決

定したから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第56号、第59号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

#### 記

##### 第56号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について

本委員会での賛否は賛成2、反対2であり、委員長裁決により可決されたものであります。このことは、問題の重大さを多く秘めた案件であり、そのあかしでもあります。今後、株式会社創建サービスとの協定を結ぶ際に、教育委員会としてのチェック機能を明確化し、また住民サービスの低下を来してはならないと思います。そのことによって町執行部が批判の矢面に立たされることがないように、今議会で指摘された問題点を十分考慮に入れた上で協定書を締結されるよう強く要望いたします。

##### 第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）

（歳出）

##### 3款1項1目20節

障害者自立支援給付費の給付対象者についてただしましたところ、介護給付88名、訓練等給付14名、特別対策事業8施設であるとの説明を受けました。

##### 3款1項2目13節

配食サービス事業の利用状況についてただしましたところ、1年間で昼食6,200食、夕食2万3,000食を予定しており、利用料金は1食660円で、町の負担310円、利用者負担350円であるとの説明を受けました。

##### 4款1項2目11節

消耗品費375千円の追加についてただしましたところ、新型インフルエンザ対策用として防護服30着の5日分を常備するものであります。また、鳥栖三養基地区健康危機管理対策幹事会を設置し、対策については現在協議中であるとの説明を受けました。

##### 10款5項3目

平成21年1月8日から学校給食センターが稼働しますが、給食配送業務については臨時職員の募集が間に合わなかったため、3月まで配送業務を委託するとの説明を受けました。

以上、当委員会では十分審議をし、審査の結果を皆さん方に提案をいたしますので、十分なる審議をいただきまして御採決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会審査報告を申し上げます。

第54号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳出2款1項6目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款）

第63号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

本委員会は、12月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第54号、第59号、第63号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

#### 記

第54号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

今回の条例改正は、町営住宅入居者の安全を確保するために、暴力団員を町営住宅に入居させないためのものである。委員会としては、警察等の関係機関との密な連携を図り、町営住宅だけではなく基山町全体の問題として暴力団追放に関する条例を制定するよう要望した。

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳出2款1項6目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款）

（歳出）

6款1項3目19節

魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金15,452千円についてただしたところ、けやき台在住の方がイチゴの高設栽培を行うための補助であるとの説明を受けた（事業費25,754千円、県補助2分の1、町補助10分の1、面積1,400㎡）。委員会としては、補助事業に対し、経営販売等に関しても今後指導、育成していくよう要望をした。

8款5項1目19節

本桜団地污水处理施設等管理業務負担金3,680千円についてただしたところ、町営住宅分の負担金を当初予算で7,752千円計上していたが、平成21年4月1日より本桜団地污水处理施設を町に移管することになり、污水管や施設等の調査費、修繕料及び分担金を管理組合に納める必要があり、追加するものであるとの説明を受けた。

第63号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

(歳入)

1款1項2目1節

公共下水道分担金34,713千円についてただしたところ、高島処理区が基山町下水道事業認可区域となり、高島団地簡易水道組合から給水区域内の受益者負担金相当分を分担金として納められることになったための追加であるとの説明を受けた。

以上、当委員会の可決決定どおり議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、産業環境常任委員会の審査報告といたします。

議長(酒井恵明君)

次に、基山小学校改築特別委員長報告を求めます。松石小学校特別委員長。

基山小学校改築特別委員長(松石信男君)(登壇)

基山小学校改築特別委員会審査報告を行います。

第55号議案 基山小学校改築工事請負契約の変更について

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第4号)中付託分

(歳出10款2項5目)

本委員会は、12月10日付で付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第59号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第4号)

(歳出)

10款2項5目13節

基山小学校改築工事監査委託料.....

議長(酒井恵明君)

監理。

基山小学校改築特別委員長(松石信男君)続

監理委託料2,111千円についてただしましたところ、平成19年度の継続費として、工事費については繰り越しをしておりましたが工事監理費については繰り越しをしていなかったため、今回追加補正をしたとの説明を受けたところでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、当特別委員会に付託されました関係議

案につきましては、12月12日の基山小学校の改築の現状視察を含めまして慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で各常任委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

これより討論、採決をします。

第52号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第52号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第52号議案は原案どおり可決いたしました。

第53号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第53号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決いたしました。

第54号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第54号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の



起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第54号議案は原案どおり可決しました。

第55号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第55号議案を採決します。本案を基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第55号議案は原案どおり可決しました。

第56号議案の討論を行います。ございませんか。

まず最初に、反対討論。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

第56号議案に反対するための弁論をいたします。

町民会館の指定管理者に関する審査は、第1次の書類審査、第2次の口頭審査の2段階で行われました。応募者は、基山町のNPO法人、特定非営利活動法人きびつとの杜、それから私があしたNPO等について講義をすることになっております佐賀市にある佐賀県CSO推進機構、それから福岡市の株式会社創建の3つの団体でありました。

議長が常々、機会あるごとに、議会はチェック機能であるとあいさつされています。何を基準にチェックをするのでしょうか。チェックの第1は、町長が住民に約束、公約されたことを確実に実行されているかどうか。第2点目は、町民の税金が有効に効率的に使われているかどうか。こういうことでないかと思います。町長は、2期目の公約として、いよいよ協働と、こういうふうなパンフレットを出して2期目を継続をされております。町民会館の指定管理者の選定に当たり、町長は、公約、住民との約束である協働に反すると考えられる議案を提出されました。本議案は教育委員会が所管し、町長は余り関知されていないかもしれません。1次の書類審査は教育委員会の事務局、2次審査は副町長、教育長、教育学習課長、総

務課長、企画政策課長だったと私は聞いております。副町長以下で処理されたのかわかりませんが、議案は町長部局から提出されており、指定管理者の発令は町長名で出されることになると思います。

教育委員会は、基山町のNPO法人が応募したかどうかにかかわらず、教育委員会で審査をされてるんですけども、そのときに基山町のきびつとの杜が出たということは出されてないようですね。A社、B社、C社ということだけで審議をされたようであります。そういう正当な評価も私はしてないと、こう思ってるんですが、福岡市にある株式会社創建が指定管理者に選択をされました。教育委員会事務局や教育委員会の審議資料には、今申し上げたようにA、B、C社とだけして、その得点数は幾らでしたよと、こういうふうにやられました。もちろん、基山町のNPO法人、特定非営利活動法人が出てることも知らされていません。当然だと思います。これは、担当課長にそういうNPOだとか地元だとかという考え方が欠落してたと、こういうふうに答弁がっておりますので。私は、町長が公約違反とそしられないために、それから教育委員会が町長に造反してるんじゃないかと、町長の考え方、協働と違う結論を出してるからと言われなかったために、また本審査選考が誤った結果を導くと考えるので、本議案に反対をするわけでありまして。以下、それを一つ一つ検証させていただきます。

町長の公約と今回の選考に関する考察につきましては、担当課長に、平成10年に特定非営利活動促進法という法律が出てますが読まれましたかと聞いたら、読んでない。会社法人とNPO法人に出された定款を読まれましたか。これは書類審査で提出することになっておりますが、読んでないという回答でした。担当課長の説明では、NPO法人に関することを理解されておらず、かつ選定に当たっては、町長が公約をされた行政と住民との協働についても関心も意識もなかったというふうに回答されてます。町長が住民に公約されたことに反するもので、大きな誤りではないかと思えます。

担当課長の説明を聞く限り、配付された資料、ここにこういうふうなものがあります。町民会館指定管理者募集に係る指定管理料集計という表を全議員に配られております。それから、説明された中で、分析が私は不十分だと思ってます。これは後で説明いたします。誤った結果に基づいて指定管理者の選定がされたと考えられます。その理由を申し上げます。

1点、サービス面で、この表からですよ、B社、創建は5年間の計画を出してるんですが、5年間収入が一定なんです。ほぼ一定です。ほぼ一定であるということは、サービスを全然

やってないということなんですね。町民会館を使っているんなイベントをやれば、収入が当然上がるはずであります。上がってない。5年間変わらないことは、サービスが全く変わらない。経年変化があって変わらないということは、総体的には下がるんですね。住民に対するサービスが下がってるとう理解をしなければいけない。

次は、経済節減の面といいますか、これはB社の指定管理料が3年間この中で暫減されております。しかし、これは5年間一括契約するわけで、3年間何で下げたことにしてるのかわかって私はよく理解できません。経費節減にはほとんどなってないと思います。仮に、福岡市の会社、B社っていうか、創建が指定管理料を減じたとしても、5年間で8,445千円で、基山町の法人との差額は3,300千円、月々55千円の差額であります。それだけ節約になる。しかし、福岡市の創建は、これを下げたとしても人件費とか委託料を節減すれば、その会社の収入というのはどんどんふえる結果になります。それが一般の会社法人のやり方だと私は思います。自分の利益、株主の利益を上げるために活動するわけですから、町民のことは考えてない、基本的にはですね。基山町の貴重な税金が40,000千円近くも福岡の指定管理者に支払われるので、これは基山町に返ってきません。基山町の団体が指定管理者になれば、基山町の住民の貴重な税金は基山町の中で回っていくわけですよ。しかも、NPO法人というのは基本的に地域のために活躍してる。お金は持ってないんです。で、そのためにいろんな事業をやったりしてお金を稼いで地域のことに役に立とうとしてるのが、NPO法人の本質であります。これは、全国的にやってるNPO法人もあります。

それから次は、ここに、後から配られた資料ですが、株式創建サービスが合格した理由というのがあります。6項目あります。これについて1つずつ反論をしていきたいと思ひます。

審査基準の60点の根拠が不明です。本会議で教育長に質問がありました。教育長は、平均であるから50点を上回ればよいと回答されました。私は、これは非常にリーズナブルな、妥当な見解だと思います。しかしながら、出した基準は60点で審査してます。平均行ったらいいだろうと教育長はお考えになってるんですが、実際は、教育委員会といいますか、全部でしたのは60点となっております。60点となられました、仮に70点と基準点をしたら3社とも落ちます。で、教育長が言われたように50点であれば、3社とも上がるんです。じゃ、何で60点にしたか。それは、1社だけを通すために設定したとしか私は考えられないんであります。60点の基準が、根拠が明確でありませぬから、そのように推察するわけであります。

それから、創建は事業実績があると担当課長の説明がありました。確かに、株式会社創建

はいろんな公共団体に入って清掃等の委託をしております。これは作業実績であって、管理能力の実績ではありません。一つの施設をまとめて管理したという実績はありません。で、実際750人ぐらいの社員がいるんですが、管理能力を持ってる人が幾らあるかっていうことは出てないんです。わからない。管理能力という、清掃業務はきのう入った社員でも清掃業務できるんですよ。ところが、管理者というのは長年やらないと育たない。例えば基山町でも、課長になるのには多分30年から35年ぐらい鍛えられて初めて課長という管理能力がついてくるんですね。そういうわからないのが出ておると。

それから、利用者に対するサービスというのは、先ほど申したように事業をやらないわけですから、収入が一定ということではですね。何も基山町民のためにやらない。あるいは、利用者のために事業をやらないということですから、サービスはよろしくないと判断すべきだったんです。教育委員会はよいというふうに判断されてますけども、私はよくない。年間、ずっと経年変化行くとサービスは下がると理解しなければいけない、このデータからですね。

利用者のトラブルに関してという項目がありますが、これは余り比較の差にならないと思います。というよりも、福岡の会社が受けるよりは基山町の団体が受けたほうが、町民がみんな見てるわけですから、私はこれはトラブル防止にははるかにいいだろうと、こう思うんですね。皆さん地元の人がチェックするわけですから、日ごろ、あそこの11区に住んでる片山は、とかね、6区にお住まいの議長さんとは、皆さん知ってるんですから。そういう人がチェックするわけですから、サービスのトラブル防止については私は地元のほうがはるかにいいだろうと、こう思ってます。

それから、個人情報の保護ということについては、J I S規格のチェックを受けて創建がクリアされてるそうですから、これは創建がいいでしょう。1点ですね。

それから、経費節減の点では、先ほど申し上げたとおりで会社の含み収入を見抜いてないし、実体を見抜いてないし、私は評価が少しおかしいというか、疑問が残るんですね。

そういうことで一応チェックを終わらして、今回出された案件については、人は誤りを犯すことはあります。誤りは改めるにしかずということわざもあります。今回提出された議案は、町長の公約、町長が住民とやられる住民との協働という約束に反するものであります。誤って議会に提出されたと理解せざるを得ません。その選定理由には、先ほど申し上げたように疑義がたくさんあります。私は、基山町の住民団体であるN P O法人、特定非営利活動法人を理解をされず、データを十分に分析評価できずに指定管理者を選定したのは、誤った

選択であると言わざるを得ません。誤った議案の提出だと思えます。議長は常々、議会は行政に対するチェック機能だとおっしゃってます。選定の判断が誤っていると考えられる本議案をチェックできなくて何の議会かということになると思えます。きょう傍聴の方お見えになってありますが、そういうふうに理解をされると思えます。やっぱり、誤った、ちゃんとチェックしなかったら、住民に対する議会は責任を果たしてないと私は考えるわけであります。また、それは、ひいては議会が住民の信を失うことになりかねない。そのところを我々はしっかり考えなきゃいけないと思えます。

最後に、人には誤りがある。誤ったことが恥なのではない。誤ることを改めようとしなくて恥であります。人には知らないことがあります。知らないことが恥ではない。知らないことを知ろうとしないことが恥だという言葉を紹介をして、私の反対弁論を終わります。どうも、よろしく御検討をいただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

次に、賛成討論を行います。平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

12番議員の町政会に所属しております平田道男です。第56号議案についての賛成討論を行います。

今、片山議員から反対討論がなされました。そのことにあえて反論するつもりはありませんが、今回の提案につきましては、指定管理者制度を株式会社創建に決めていいかどうかとの提案だと思います。そのことについて議会側がどう審査をし、そしてそのことについてどう可決をするかということが最大の問題点であると理解しております。

片山議員は、今、創建の選定に当たった過程について反論をなさいました。そのことが議会のチェック機能を果たしていないかのような討論をされましたが、私は決してそういうことではないと思えます。なぜなら、今回、先ほど申しましたように、私も議員として10年間、あるいは課長としても8年間この議会に出ましたが、1つの議案に対して5時間もかけて審議をしたことは本当に記憶にありません。そしてまた、その後文教厚生常任委員会で3時間に余る審議をいたしました。結論は、先ほど委員長報告の中で申しましたように2対2、賛成2、反対2という結果になりました。最終的には、私の委員長裁決で3対2で可決をし、本会議にさらに提案をしているところであります。

確かに、片山議員が今おっしゃったように、この創建を決定する段階において、町長が示

されていまして町民の力を一同に参集して自分の政策を打ち出していくというやり方について、今回の教育委員会側の審査の中で地元のボランティア団体、NPO等の配慮についてなされていなかったことは残念なことであろうと思います。私自身もそのことについては十分認めたいと思います。ただ、先ほどから申しますとおり、今回は創建に決めさせていただきたいという教育委員会の説明であります。このことは、これから1月から2月にかけて協定書を結ぶ段階で、どのような形の協定書ができ上がってくるのかということにかかっているだろうと私は判断をしています。

この内定を受けた株式会社創建が、基山町の公有財産でありますいろんな施設を今回一手に引き受けるという形になっております。この公有施設は、それこそ昭和50年代の初めから35年間にわたって基山町民の税によって成り立ったものであります。当然、総額は約100億円ぐらいになるんじゃないかと思います。具体的な計算をしておりますが、一番最初の町営球場、テニスコート、そういうものからスタートして、一番最後の今回提案されてます町民会館あるいは多目的グラウンド等を含めると、約100億円になるのではないかと思います。その公有財産、公共施設を民間に委託をするわけですから、当然財政面からも基山町にとってはプラスにならなくてははいけないし、ましてや住民サービスが低下されてはなりません。そのことを十分わきまえて、教育委員会は今後協定書を結ぶ中で提案をされてくるだろうと思っています。そのことを信じて、私は賛成の票を投じました。

教育委員会におかれましては、少なくともこれだけの重要な問題に取り組む姿勢として私は大変お粗末であると思います。これだけの大きな問題を提案をするのに、わずか本会議の前に資料をちょっと出して、それで審査が済むと判断をした教育委員会に私は大きな対応上のミスがあると思います。そのことが延々として5時間に及ぶ審議、委員会に3時間に及ぶ審議に至ったと思います。恐らく、全議員とも釈然たる思いはしていないと思います。いろんな意味で問題点を含んでおります。この問題点を解決するためには、来年の1月以降、教育委員会としては十分なる資料を提供して、株式会社創建との協定書を結ぶ前に議会に提案をしていただきたいと思います。そして、そのことは全協なり臨時議会の中で十分審議を尽くされた上で、創建との協定書を結んでいただきたいと思います。それをやらなければ、当然来年3月の定例議会の中で21年度予算の中に委託料として何千万円という数字が上がってまいります。そのことでまた同じような論議を繰り返さなくちゃいけない結果になると思います。そのことを踏まえて教育委員会としては、先ほどから繰り返し申してまますように、来

年の早いうちに全協なり臨時議会の中にこの協定書の原案を提案をしていただきたいと思います。そのことを踏まえて、あくまでも賛成という意味での討論にかえたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、反対討論を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党議員団の松石信男でございます。第56号議案 基山町民会館の指定管理者の指定についての討論を行います。

私は、町民会館の指定管理者の指定に当たり、幾つかの問題点や疑問点を申し上げたいと思います。

政府の構造改革路線のもとで、規制緩和と公務の市場化、縮小を目的とした指定管理者制度が全面施行されて2年3カ月となります。指定管理者制度の導入としては、営利企業の参入を促進し、市場競争の原理を働かせれば、施設の維持管理費の削減、住民サービスの向上を同時に達成できると言われてきました。しかし、制度の導入によって、今、施設の公共性、継続性、安定性や専門性が損なわれたり、指定管理者が経営破綻して途中で投げ出すなど深刻な問題が出てきております。

基山町民会館設置及び管理に関する条例の第1条には、地域社会の文化の向上と福祉の増進を図るために町民会館を設置すると述べてありますように、地方教育行政法第30条によって規定されている社会教育機関の中心施設である公民館は、こうした指定管理者制度の導入のもとで、今や公民館が単なる住民の集会施設にとどまってしまい、地域住民の生涯学習への期待がなえていく状況になっている実態と、一方では住民の学習権を保障する地域の教育機関としてかけがえのない実践を展開する動きに分かれてきているという指摘がされております。このように、公民館の指定管理者制度の導入実態から浮かび上がってきました問題点、疑問点について、町民会館の指定管理者指定に当たり4点にわたって申し上げたいと思います。

第1に、町民会館の指定管理者の受託は、基山町にとっては施設所有権を残す程度で、社会教育機関として本来の理念が後退していくおそれがあります。それは、私の会館主催事業が業者が企画したイベントに押される形で縮小されるのではないかとの質問に対して、主催事業は今後とも続けていく、できる限り優先していくが年を追って調整するとの答弁にあっ

たように、明確に否定されなかったことにも示されています。先ほど言いましたように、町民会館が単なる貸し館になってしまい、地域の教育機関としての努力を怠れば、町民の願いにこたえることができない事業にとどまって社会教育施設としての価値を失うおそれがあります。

第2に、指定期間5年ごとに公募の方法により管理団体が選考されますので、管理者は事業の継続性が保証されません。しかも、選考基準では経営努力としての経費の節減を求められますが、その実態は人件費の削減であります。その結果、雇用労働条件の不安定化や職員の専門性がおそろかになるおそれがあります。説明では、現在の町民会館の職員4名を引上げて、そのかわりの社員の配置は5名となっておりますが、その内訳は正規社員が3名、非正規社員が2名となっています。1年目の経費節減は1,020千円、5年間で8,440千円になると言われましたが、同僚議員が質問したように、その実態は人件費ではないでしょうか。また、指定管理者には5年間の指定期間に合わせた臨時、パートなどの非正規雇用しか雇用できず、5年後には失業が待ち受けています。新しい管理者に雇用されても、大幅な労働条件の引き下げが押しつけられています。住民福祉の増進を図るはずの地方自治体がみずから失業者を生み出し、ワーキングプアをつくっています。総務省調査によれば、管理委託された施設のうちに継続されなかった施設は11.3%になると報告されています。また、社会教育施設としての町民会館の職員は専門性が求められますが、その専門性はそと経験の中で培われると言われております。5年間という指定期間のもとでそれができるかどうか疑問であります。

第3に、総務省の調査によりますと、3年間に34施設で、指定管理者が指定されていながら期間の途中で取り消されました。株式会社、有限会社が指定管理者の11%であるにもかかわらず、取り消し事例の50%の施設を占めています。1つの事例を紹介します。愛知県蒲郡市は平成18年4月から市民会館の管理者に舞台装置の管理会社を指定、120,000千円前後の運営費を109,000千円に削減し、管理者は照明、空調、清掃などを業者に再委託しました。しかし、業者への未払いが発覚し、同年11月に指定を取り消し、直営に戻しました。利用者には支障は出ていないようでございますが、先払いした指定管理料の回収は見込まれておりません。これらのことから明らかなように、指定期間5年間を超えての継続ができない制度上の問題だけではなく、営利企業の経営方法が取り入れられることによって継続性、安定性、専門性が担保されないこと。民間会社の場合、想定どおり利益が上がらず、財務基盤が弱け



ればすぐに資金繰りに行き詰まり、簡単に事業から撤退すること。しかも、指定管理者が経営破綻すれば、債権者が債権を回収するために施設や整備などを差し押さえられるなど、町民の財産が失われるおそれがあることなど、指摘をされています。

第4に、住民サービスの充実については、今までのように町民の要求や請願、議会での要望や提案、町民の運営参加などを通じて実現されるのではなくて、市場的な競争を活性化させることによって実現するというのがこの制度の特徴とされています。そのために、議会としては施設設置条例の改正と首長が行った管理者の選考の同意に限定をされ、指定管理者の事務執行の管理は町長または教育委員会が行うだけで、議会への報告は義務化されておられません。議会には今までどおり報告すると答弁をされましたが、議会としてのチェック機能が後退するおそれがあることです。住民サービスの充実につきましては、指定管理者はアンケートなどの市場調査によって町民の要望を把握するとされ、運営委員会など事業の企画、立案、実施に当たり町民利用者の直接的な参加が制約されるおそれがあることです。これでは、町長の言う町民協働によるまちづくりができるかどうか疑問であります。

以上、賛成しかねる理由を申し上げまして私の反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしく願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、賛成討論を行います。後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。第56号議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

私は、この第56号議案について次のことを念頭に置いて審議いたしました。

まず第1に、平成15年9月、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されたときの改正の趣旨に立ち戻ることに。つまり、指定管理者制度は、公の施設をより効果的に、かつ効率的に管理を行うために、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とするということにあります。

第2に、基山町における指定管理者制度の導入の目的は、平成18年10月より実行に移されております行政改革実施計画書にあるように、あくまで住民サービスの向上と運営の効率化のために多様なノウハウを持つ民間事業者などに代行させるということであり、この行政改革の計画に基づいて、昨年9月、町民会館と体育施設に指定管理者制度を導入する議案が提

出され、可決したわけでありませぬ。

私は、この2つのことを大前提に本第56号議案の中で公募の内容、審査会の審査資料等で審議した限りにおいて、審査に求められる公正、公平性及び本来の目的の一つである経費の節減、民間事業者としての管理能力のいずれにおいても審査結果を尊重すべきものと判断をいたしました。およそ事業の展開は、常にベストの状態、100%の状態からスタートすることは難しいと思います。よりベターな状態からスタートし、問題、課題があればベストの状態に修正していくということも事業の一つの手段であります。執行部におかれましては、今後の実務運営にかかわる協定書の策定に当たり、町民の最も大きな期待である住民サービスの具体的な向上を目指していくこととさらなる行政コストの削減を常に念頭に置いて、より適切な情報公開のもとで、当該事業者とのリスク管理も含め、十分な、かつ慎重な協議を行っていただきますよう強く要望申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

これより第56号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第56号議案は原案どおり可決いたしました。

第57号議案の討論を行います。

まず最初に、反対討論を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私は、先ほど採決がありました町民会館の指定管理者の指定についての第56号議案に反対しましたが、第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定についても反対の立場で反対討論をさせていただきます。以下5点の理由により反対するものです。なるべくわかりやすく、具体的に述べたいと思います。また、先ほどの第56号議案に反対した理由も含まれております。

まず第1点目は、指定期間が5年は余りにも長過ぎるという点です。平成15年9月の地方自治法の一部改正で指定管理者制度が導入されて5年になります。現在、全地方公共団体で約5万9,000の施設に指定管理者制度が導入されておりますが、今なお直営施設は16万4,000の施設があり、指定管理者制度の導入率は23.7%です。そして、期間5年は導入された施設の中で28.9%、期間3年は47.3%です。5年は余りにも長過ぎるという自治体の判断が、この結果にあらわれてると思います。基山町も、期間をまず3年にすべきだったと考えております。

2点目に、応募資格の要件で、佐賀県または福岡県内に事業所、営業所のある団体であることという資格要件そのものに問題があると思っております。佐賀県に限定すべきだったと思っております。今日、基山町が行っている入札は、福岡県までは開放しておりません。この指定管理者においても、地元団体、佐賀県内団体、佐賀県内団体と他県の団体の公共企業団体を資格要件にすべきだったと思っております。

3点目は、基山町体育施設の指定管理者の応募が1団体だけだったという問題です。指定管理者の選定は透明性の確保が大事であるということから、平成19年1月31日付で自治行政局長通知で指定管理者の選定手続は透明性の高い手続が求められていることから、指定管理者の申請に当たっては複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定の際の基準、手続等については必要な情報開示を行うことに努めることとされております。募集期間も1カ月ではなく最低50日間以上とし、説明会も最低2回は行い、先ほど申しました応募資格要件の佐賀県内で今日まで指定管理者としての実績のある団体に、応募要項を郵送するなどの積極活動を行うべきではなかったのかと思っております。今日、民間会社は営業に力を入れ、宣伝するというにより企業実績を積む時代であります。自治体も民間に倣うところがあるのではないかと思います。それでも応募団体が複数いなかったら当面直営でやるべきで、改めて違う方法の募集をすべきだったのではないかと思います。また、1団体の応募しかなかった原因に、さきに申しました期間5年という問題も含まれていると思っております。民間団体も、リスクがあるかもしれない指定管理者で5年が長過ぎるという判断が、検討したけど辞退した団体にあったのではないかと思います。

4点目は、住民サービスの向上になるのかという問題があります。利用時間、受け付け時間も募集要項で規定して、指定管理者の独自の住民サービスの向上が図られるのか疑問があります。また、公の施設とは住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施

設と規定されていますが、町民会館、体育施設は住民福祉の最低限の施設であり、行政が責任を持って直営で運営するのが基本だと思っております。

5点目は、今回の議決に際し、町執行部より提出された資料だけで判断せよと言われても大変難しい問題があると言わざるを得ません。例えば、審査結果の点数です。各審査員の平均として出されましたが、どうしてこの点数になったのか論評があってもいいし、また具体的判断指標を出すべきではなかったのかと思っております。審査基準点が60点で、それをわずかしか上回っていない今回の点数ですので、特に資料の提出が求められている、そして私たちが資料提出を請求する前に出すべきではなかったのかと思っております。佐賀県議会で問題になっている吉野ヶ里歴史公園の指定管理者選定では、1位に評価された団体の点数は79.7点、次点が79.0点で、高得点での判断です。また、この吉野ヶ里歴史公園の指定管理者制度は、当初指定期間は3年で、そして今回指定期間5年になっております。先ほども申しましたように、当初は指定期間3年にして、次の応募から5年にするような配慮が必要だったのではないかというふうに思っております。

最後に、少し私の意見を述べさせていただきたいと思っております。日ごろ、片山議員さん、議会の改革が必要だと申されます。特に、議会での町長、執行部の反問権、議員の相互討論の必要性などを言われております。私もそう思いますし、そうすべきだと思っております。誤解を生むかもしれませんが、議会改革の先駆けにもなる意味も込めまして、先ほど片山議員さんの第56号議案の反対討論に対しまして私の意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

それは、反対討論の中で何度となく協働という言葉が引用されました。私もよく協働という言葉を使用します。町長も使用されます。協働という言葉は大変耳ざわりがいい言葉ですし、便利な言葉です。協働と言えば何か未来が開けるような印象を持つ言葉です。しかし、この協働には必ず片方に責任という言葉を伴わないと、逆に無責任な協働が行政の足を引っ張ることになりますし、住民サービスのマイナス要因になるのではないかと思っております。今回の指定管理者制度には協働の発想が全く含まれていません。もし、本当に指定管理者制度の中で協働で行おうということであれば、これは指定管理者制度ではなくて、町がそれぞれ責任すべてを持つところで負わなければならない、そこで責任持ってやらなければならないと思っております。町が直接運営し、そして委託契約を見直し、さまざまな団体が、その中にはNPOもCSOも含まれますが、さまざまな団体が自分たちができる範疇で、それこ

そ言われます協働で施設の運営を行うことが、それが私は協働という言葉を使う場合の今回の問題点ではないのかなと思っております。そして、そういうふうな協働は十分あり得るだろうというふうに思っております。

また、今回の募集に際してNPOやCSOへの配慮がなぜなかったのかと言われました。今回の指定管理者の応募にNPOやCSOの団体が応募していたという資料は出されていませんし、議案審議の中でもあっておりません。もし、反対討論で言われるのであれば、議案審議の中で質問すべきではなかったのかと、その中で一定程度議論すべきではなかったのかと私は思っております。先ほども申しましたように、議会改革をする中で、やっぱり議会の中でお互い討論を出し合う、その中で一定程度方向を見つけていくというふうに私は思っております。今回それがなくて反対討論の中で出されましたので、私たちといいますか、私は特に片山議員さんが申されました反対討論の趣旨が十分理解できないという面がありました。

最後ですけれども、当たり前のことですけれども、NPOやCSOの団体だけが協働を追及している団体ではないということを申しまして、また私の討論に対しましてぜひ反対討論をまた聞かせていただきたいというのを申し上げまして、第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の選定に対する反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、賛成討論を行います。大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

9番議員の大山軍太でございます。私は、第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について、可決すべきであるとの立場で討論を行います。

指定管理者の選定に当たっては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、住民の利用に関し公平性を確保することができるか、施設の効用を最大限に発揮させ、管理に係る経費の縮減が図られているか、また管理を安定して行う物的能力、人的能力を有する者であるかなど総合的に判断され、指定管理者の候補者を選定され、提案されているものと考えております。今回提案されています業者は、事業計画書の経営方針においても、お客様第一主義に徹した運営、地域人材の雇用と地域への貢献、住民のよき交流の場として安心・安全、満足のできる管理運営を実施するとしており、これにより、指定管理を行うに当たり民間業者の有するノウハウを生かし、施設を安定的に管理し、住民サービスの向上についても期待できるものと考えております。これらにより、私は今回提案されて

おります体育施設の指定管理者の指定についての議案に賛成いたします。

なお、両施設の指定管理者との協定を締結されるに当たっては、事前に議会側に情報を開示され、住民サービス提供の質が低下することのないように、また効率的に、かつ効果的なサービスの協定ができるように要望して賛成討論といたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、これにて討論を終わります。

第57号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第57号議案は原案どおり可決いたしました。

第58号議案の討論を行います。ご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第58号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第58号議案は原案どおり可決しました。

第59号議案の討論を行います。ご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第59号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第59号議案は原案どおり可決しました。

第60号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第60号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第60号議案は原案どおり可決いたしました。

第61号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第61号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第61号議案は原案どおり可決いたしました。

第62号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第62号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第62号議案は原案どおり可決いたしました。

第63号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第63号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第63号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第5 諮問第1号

議長（酒井恵明君）

日程第5．諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第1号については意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は意見なしと決しました。

#### 日程第6 諮問第2号

議長（酒井恵明君）

日程第6．諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第2号についても意見なしと決するに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号も意見なしと決しました。

ここで追加議案に入ります。

日程第7 第64号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7 第64号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

本定例会の開会時に、基山町国民健康保険条例の一部改正についての追加議案をお願いを申しおりましたが、ここで提案をさせていただきます。

その提案理由でございますが、平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時金の支給額を見直す健康保険法施行令の一部改正により、基山町国民健康保険条例を改正する必要があるということでございます。

内容につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

議長（酒井恵明君）

第64号議案に対する健康福祉課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第64号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

まず、提案理由、今町長のほうから申されましたが、来年の1月1日から産科医療補償制度が創設されることとなります。それを踏まえまして、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加する場合が多くなるという関係上、出産育児一時金の支給につきまして、これは現行350千円でございますが、その関係を見直すことにつきまして関係政令等についての改正が行われました。それによりまして条例の改正をお願いいたしてるところでございます。

資料のほうで御説明させていただきたいと思えます。

資料の1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。基山町国民健康保険条例の第4条、出産育児一時金でございますが、第4条の第1項にただし書きを加えるものでございます。ただし書きにつきましては、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要が

あると認めるときには、規則で定めるところにより、これに30千円を上限として加算するというでございます。

規則につきましては3ページをお願いいたします。基山町健康保険規則第22条第2項の次に次の第3項を追加するものでございます。条例第4条第1項に規定する出産一時金は、健康保険法施行令36条ただし書きに規定する出産であると認められたときにつきましては30千円を加算するというでございます。350千円から30千円を加算いたしまして380千円の支給を行うというでございます。

この内容につきまして、まず健康保険法施行令36条につきましてはただし書きの追加になっております。350千円という出産育児一時金額の次にただし書きといたしまして、病院、診療所、助産所につきましては特定出産事故、これにつきましては、通常の出産と申しますのは出産体重2,000g以上かつ在胎、在胎といいますが存在の在と胎児の胎でございます、在胎週数33週以上の条件、あるいは出生体重、在胎週数の基準を下回る場合であっても在胎週数28週以上の者について、これは個別審査といたしまして厚生労働大臣が定めるようになっておりますが、そのいずれかに該当した場合につきまして、そういう分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合につきましては補償するという制度でございます。

その脳性麻痺につきましても、これは条件がございまして、身体障害者福祉法施行規則別表第5に定めております関係の第1級及び第2級に該当する程度の障害であるということになっております。そういう条件でなった場合につきましては補償金額として、一応30,000千円以上補償しなければならないということになっておりますが、産科医療補償制度につきましては30,000千円を支給すると。これは、病院の、医療機関関係ですね、病院とか助産所とかの過失の有無にかかわらず30,000千円は支給するということになっております。内容といたしましては、一時金を6,000千円、分割といたしまして20年間で24,000千円を支給するという制度でございます。この保険料の掛金が30千円ということで、その分につきまして加算をして380千円の支給を行うというでございます。

そういう機関、と、もう一つ、その病院等が出産に係る事故に関する事例の収集あるいは分析等を行う適切な機関に委託をして、被保険者との間の紛争の防止及び紛争が発生した場合におけるその迅速な解決を図るために適切な措置を講じること等の事故防止のための分析結果、こういうものを出生した方に提供するという条件のもとに30千円を加算するというでございます。

ちょっと内容的に複雑ではございますが、以上補足説明にさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

課長、今の説明の分を資料でいいから、資料で渡してくれんね。後日でいい。今読まれたつば。よかろうもん、それをコピーして。（「資料ば」と呼ぶ者あり）ちょっと、今要求してますので静かにしといてください。できる。できんことはなかつちやろうもん。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

いえ、それがいろいろありまして、ちょっとまとめんと。

議長（酒井恵明君）

うん、まとめて。それは後日でいいですから。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

はい。

議長（酒井恵明君）

はい。後日、なるべく早目に。

今の件は資料でいただきますので、はい。

以上で第64号議案に対する健康福祉課長の補足説明を終わります。

ここで3時10分まで休憩します。

～午後3時1分 休憩～

～午後3時12分 再開～

議長（酒井恵明君）

再開します。

これより第64号議案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

町長が必要であると認めるときということですが、30千円上乗せということですが、当然町長お認めになるとは思いますけれども、万が一認めないということもあり得るということだろうと思います。それで、必要であるとの判断は、もちろん町長個人でされるということじゃないというふうに思います。その判定というのはどこでどういうふうな、審議会、委員会、いろいろあります。の中で、どのような委員の方がされるのか、それについてちょっと教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

特に委員会等は設けることはありません。先ほどからちょっといろいろとうまく説明をさせていただきませんでした。健康保険法施行令に基づきます。これが、産科医療制度に入っていない病院と入っている病院とがあるということがまず問題になっております。ですから、ただし書きの条項で、入っていないところには30千円は加算しませんと。入っているところの病院等につきましては30千円を加算するというところでございます。

この30千円の内容につきましては、先ほどからも御説明申し上げましたが、産科医療補償制度というのが創設されますので、それに加入する場合、いわゆる保険料ですね、脳性麻痺にかかった場合に補償しますよという保険料が30千円かかるということでございます。だから、そういう加入された病院で出産をされた場合は、その30千円を加算されて380千円の請求をされますので、その30千円分は補償すると。ですから、加盟されていないところにつきましては現状のまま350千円ということでございますので、その加盟してる病院という判断基準が、先ほどちょっとる申し上げましたが、それに基づいて加盟してるかどうかというのを判断するというところでございますので、町長につきましては施行令に基づきまして、その病院ということであれば当然30千円加算して支給をするということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、簡単に言えば、その30千円上乗せ分については保険料だと。ですね。そういうふう理解していいですね。

議長（酒井恵明君）

ほかにもございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

1つ、保険料、いつ支払いが決定されるかという問題、生まれた後なのか、生まれる前なのかですか。例えば、心臓にペースメーカー入れる、これは今保険がきかないですね。保険がきかないけども、入れると決めた時点、まだ入れないけども入れると決めた時点で障害者認定ができるとそういうふうな補助金が出ますね、ペースメーカーの。それと同じよう

に、30千円を保険料に積み上げるのは生まれる前に、要するに生まれて、私の先輩で1人、最初に生まれたときに、帝王切開してたら多分ならなかったんですけども、引っ張ったときに外れて脳性小児麻痺で30で亡くなった方がおるんですね。それが、生まれる前から出すよと決めるのであれば保険に加わることができる。あるいは、生まれてからだったら保険に加わらないことが、今、立てかえ払いという形がありますね。ですから、いつそれが決めるんでしょうか。生まれた後でしょうか、生まれる前でしょうかと、こういう質問なんです。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これは、施行日が平成21年1月1日になっております。ですから、1月1日から出産をされた方がそういう……（「生まれる前か生まれる前か」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

まだ答弁中です。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

ですから、ちょうど対象になる、要するに保険料、380千円を請求されるというのは、来年の1月1日から出生された方の一時金といいますか、出産育児一時金として支給をしますもので、当然1月1日から出生された方が対象になるということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

この法令が有効になるのはわかります。そうじゃなくて聞いているのは、生まれる前か生まれた後かっていうことなんだ。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

生まれて、いわゆる出産してからの問題でございますので、出産するときに事故によって、先ほど申しました、ちょっとお待ちください。生まれたときに体重が2,000g以上、そして在胎週数が33以上の出産したとき、その条件を満たしたときに、それで脳性麻痺ですか、この状態であれば補償の対象になるということですから、来年の1月1日からそういう出生さ

れた方が対象になるということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。3回目です。

5番（片山一儀君）

そしたら、生まれた後に申請をして、認められたらそのお金が30千円払われるということですね。そうすると、今産婦人科でその制度に加わってないとそういう保険がきかないわけですね。そうすると、その前に保険料は多分支払わなきゃいけないかもわかんないですね。すると、立てかえ払いという形になるわけですね、30千円が、保険料であるならば。ということ、それでよろしいかどうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

立てかえ払いというとちょっと私もよく理解できないんですが、要するに来年の1月1日から生まれた方につきましてが対象となるということでございますので、当然その後に請求をされると思うんですよ、病院のほうから。だから、病院が30千円を上乗せをして380千円請求したところにつきましては380千円支払うということですから、1月1日前、要するに12月31日までに出生されたところはその対象となりませんから、当然保険の制度がまだ1月1日からですから。だから350千円しか支給しないということでございます。よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

この制度は、今申し上げられたように、非常にお産のときに事故が多いと、死亡とかたらい回しとかなんかで。そういうことで、保険料を国が持つと。その分30千円上げるというふうな格好だろうと思うんですよ。それで、ずっと病院に行くわけですね、最初から、妊産婦の方が。で、やはり保険の補償がないよりもあったほうがいいと、出産者はですね。じゃあ最初、おたくの、病院に、入ってるか入ってないか、その制度に病院自体が、診療所自体が。それは行政のほうで何かお示しになられるのか、本人がそこで保険におたくは入ってますかと、制度に、30千円の分に入ってますかと。本人がそこで調べるというか、その辺はど

ういうふうになるのかですね。実際、そこにずっとかかっていたけど、結局その病院がその制度にはかたってなかったということになると、国の補助である30千円がもうないわけでしょうが。その辺の入ってるか入ってないか、病院、診療所等がですね。その見分け方ちゅうのは、自分でやるのか行政が前もって発表してるのか、その辺はどういうふうになってるのかお尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、その病院かどうかというのは本人がちゃんと確認をしていただくということでございます。うちのほうは、その病院であるかという確認をした上で30千円を上乗せをするということですので、町長の勘案しということがありますが、勘案の中にはそういう、その保険制度に加わっている病院かどうかという内容も含めて勘案するというところでございます。ですから、本人、当事者の方は自分でその病院がそういう病院であることを確認していただくということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっとところで、説明が非常に苦しいようですが、産科医療補償制度とはどういうもんかというのを資料なり説明されてこの議案を進められると非常にわかると思いますけど、中身に余り早く行くから、医療制度がどういう、国がするのか、どういうふうにしてどういう制度なのかちゅうのを説明されたほうがわかると思いますけど。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

説明が悪くて申しわけございません。産科医療補償制度という概要を、それじゃちょっと申し上げます。

制度の目的でございますけれども、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環ということでございます。分娩に係る医療事故により、脳性麻痺ですね、脳性麻痺となった子供さんあるいはその家族、保護者の方、この方の経済的負担を速やかに補償するというところで

ざいます。それでもう一つ、事故原因の分析を行って、将来の同じような事故にならないような情報提供をするなど、そういう対応をすると、そういうふうにならないような。そういう病院であるという条件のもとに、この補償制度の補償金が受けられるということでございます。そして、補償の仕組みが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった子供さんが保護者に補償金を支払うということでございます。それと、分娩機関、そういう病院等は、補償金の支払いによる損害を担保とするため運営委員会という組織をまたつくるそうです。そこが契約者となって保険に加入するという制度でございます。

補償対象につきましては、先ほど申し上げました2,000 g 以上かつ在胎週数が33週間以上の状態で分娩をされて脳性麻痺にかかった場合ですね、こういう条件。脳性麻痺でもその条件がございます。先ほど言いました身体障害者法によります1、2級に該当するような状況ですね、脳性麻痺でも。そういう状況になった場合について補償すると。ただし、先天性のものは除くということになっておりまして、そのときの何かの事故によって脳性麻痺になったということでございます。それともう一つ、200 g 以上かつ在胎週数33週以上ということですが、必ずしも33週以上ではなく、28週以上でも厚生労働大臣が必要と認める場合については同じような扱いをしますということでございます。そして、補償金額が30,000千円、一時金としてまず6,000千円を支払いまして、あとの残りの24,000千円を20年間で支払いをするという制度でございます。保険料の掛金が1分娩当たり30千円という制度になっております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

いや、ありがとうございます。私が聞きよっとは、保険者がだれで被保険者が、そういう制度はどうなっとるかて聞いた。保険者はだれなん。被保険者、保険者、この医療制度自体の基盤というか、どこが主体でやられるのか、そこば。それと、被保険者は当然、病院なのか、出産される人が被保険者なのか、その辺をちょっと。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）



分娩機関と妊産婦との契約に基づいてということになっております。ですから、分娩機関というのは、そういう補償制度にまず入っているということですよ。30,000千円支払うような制度に入ってますよという病院でなければなりません。それを当然わかって、妊産婦との間に契約をされる、基づいて支払いをされるということです。ですから、病院がまず入らなければならない。（「保険者がだれかば聞いとる。事業主体、この制度の。制度の主体はどこね」と呼ぶ者あり）制度の保険者ですね。（「うん、そこじゃん」と呼ぶ者あり）失礼しました。制度の保険者は……（「国がしょっとじゃい、医療機関」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

拳手をして質疑してください。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

日本医療機能評価機構が契約者となる損害保険に分娩機関ごとに加算するというふうになっております。ですから、いわゆる通常の保険会社ではないと思いますが、国が直接することでもありません。ですから、日本医療機能評価機構、財団法人ですね、財団法人日本医療機能評価機構という機構が契約者となって損害保険会社に分娩機関ごとに加算することになっておりますので、特殊な機関ではあると思いますが、国でもないということでございます。国が直接してる、財団法人でございますので。その機構が対応するというところでございます。そこに入った病院等でなければならないということが条件になります。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ということで、私がこれ一番危惧するのは、同じ町民の方で入る人と入らない、知らなくて入ってなかった、知ってて入らない人はいいと思いますけど、知らなくて偶然入らない、その辺の情報が、知ってる人と知らない人に差別といいますか、何かその辺が一番町民に対しての、380千円国から来るのにたまたま知らなかっただけで350千円の医院に入ったと。しかし、そこを余り言うと、逆に医療機関としてはクレームが出てくるということですかね。その辺、PRとかどういうふうに担当課としては町民の方に、母子手帳を配られるときに説明するとか、いろんなPRとか、そういうことはどういうふうに考えてますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これは、逆に厚労省につきましては100%目指してということでございまして、ちなみに九州では福岡県の1つの助産所を除いて全部加入をしてると、今現状でございます。ただ、全国的に、例えばお産をされて東京あたりに帰られたりされる方もおると思いますので、そこら辺はちょっとあれですが、本人さんがやっぱりそこは、医療機関も含めて、医療機関も説明責任があるし、本人さんもやっぱり尋ねていただくということになると思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

ここで尋ねたいんですが、町長にお尋ねしますけれども、以前、基山町に医療専門機関について、ないものとして耳鼻咽喉科と、それから眼科と、それから産婦人科と言ってたんですよね。産婦人科についてはこのごろ全く出てこないんですが、そういうことに関する話し合いはされているんでしょうか。もう全く産婦人科については基山に来る可能性はないと。どこにも上がってきてないですね、ここ5年ぐらい見て。以前はそういう話ずうっとありよったんですよね。で、具体的に、耳鼻咽喉科も来ましたし、眼科ももうずっと前から来てます。ただ、産婦人科については依然としてずっとないと。そして、ほかの大きな病院も基山から撤退したような感じになってるというのが現実ですよ。その辺についてどうお考えかお尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

第64号議案と直接は関係ございませんが、（「直接関係ある。産婦人科」と呼ぶ者あり）非常に関連がございますので特別に発言を許可し、答弁を求めます。町長。

町長（小森純一君）

産婦人科につきましては、申しわけございませんけども、特段町のほうからいろいろ当たるとかというようなことはいたしておりません。やはり、これは人口規模、いろいろな問題があるうかと思うものですから、そういうことまではいたしてないと。そして、自然的にもお見えにならないということが現状でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で質疑を終結します。

次に、第64号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第64号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第64号議案は原案どおり可決しました。

#### 日程第8 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第8．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境の各常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務等調査記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会で付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして平成20年第4回定例会を閉会とします。

～午後3時36分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 鳥飼 勝 美

基山町議会議員 片山 一 儀